

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年8月から同年9月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月17日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要がある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 65 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
秘書課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
広報広聴推進課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
人事課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
多文化共生・国際交流推進課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
総合交通政策課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
統計企画課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
しあわせ子育て政策課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
こども安心保育支援課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
こども家庭福祉課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
多様性・女性若者活躍課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
県産品・貿易振興課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
雇用・産業人材育成課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員

財 政 課	令和 7 年 8 月 22 日	加賀委員	柴田委員
		小松委員	海老名委員
下 水 道 課	令和 7 年 8 月 22 日	加賀委員	柴田委員
		小松委員	海老名委員
管 財 課	令和 7 年 8 月 22 日	加賀委員	柴田委員
税 政 課	令和 7 年 8 月 22 日	加賀委員	柴田委員
行 政 経 営 企 画 課	令和 7 年 8 月 22 日	柴田委員	—
高 等 教 育 政 策 ・ 学 事 文 書 課	令和 7 年 8 月 22 日	柴田委員	—
管 理 課	令和 7 年 8 月 22 日	小松委員	海老名委員
建 設 企 画 課	令和 7 年 8 月 22 日	小松委員	海老名委員
県 土 利 用 政 策 課	令和 7 年 8 月 22 日	小松委員	海老名委員
都 市 計 画 課	令和 7 年 8 月 22 日	小松委員	海老名委員
農 政 企 画 課	令和 7 年 8 月 25 日	加賀委員	柴田委員
農 業 経 営 ・ 所 得 向 上 推 進 課	令和 7 年 8 月 25 日	加賀委員	柴田委員
農 産 物 販 路 開 拓 ・ 輸 出 推 進 課	令和 7 年 8 月 25 日	加賀委員	柴田委員
農 村 計 画 課	令和 7 年 8 月 25 日	加賀委員	柴田委員
農 村 整 備 課	令和 7 年 8 月 25 日	加賀委員	柴田委員
森 林 ノ ミ ク ス 推 進 課	令和 7 年 8 月 25 日	加賀委員	柴田委員
県 産 米 戦 略 推 進 課	令和 7 年 8 月 25 日	加賀委員	柴田委員
道 路 整 備 課	令和 7 年 8 月 25 日	小松委員	海老名委員
道 路 保 全 課	令和 7 年 8 月 25 日	小松委員	海老名委員
河 川 課	令和 7 年 8 月 25 日	小松委員	海老名委員
砂 防 ・ 災 害 対 策 課	令和 7 年 8 月 25 日	小松委員	海老名委員
空 港 港 湾 課	令和 7 年 8 月 25 日	小松委員	海老名委員
建 築 住 宅 課	令和 7 年 8 月 25 日	小松委員	海老名委員
農 業 技 術 環 境 課	令和 7 年 8 月 27 日	加賀委員	柴田委員
園 芸 大 国 推 進 課	令和 7 年 8 月 27 日	加賀委員	柴田委員
畜 産 振 興 課	令和 7 年 8 月 27 日	加賀委員	柴田委員
水 産 振 興 課	令和 7 年 8 月 27 日	加賀委員	柴田委員
健 康 福 祉 企 画 課	令和 7 年 8 月 27 日	小松委員	海老名委員
医 療 政 策 課	令和 7 年 8 月 27 日	小松委員	海老名委員
地 域 福 祉 推 進 課	令和 7 年 8 月 27 日	小松委員	海老名委員
がん 対 策 ・ 健 康 長 寿 日 本 一 推 進 課	令和 7 年 8 月 27 日	小松委員	海老名委員
D X 推 進 課	令和 7 年 8 月 29 日	加賀委員	柴田委員
教 育 政 策 課	令和 7 年 9 月 1 日	加賀委員	柴田委員
教 職 員 課	令和 7 年 9 月 1 日	加賀委員	柴田委員
生 涯 教 育 ・ 学 習 振 興 課	令和 7 年 9 月 1 日	加賀委員	柴田委員

義 務 教 育 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
特 別 支 援 教 育 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
高 校 教 育 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
学 校 体 育 保 健 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
高 齢 者 支 援 課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
障 が い 福 祉 課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
観 光 交 流 拡 大 課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
イン・アウトバウンド推進課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
県 民 文 化 芸 術 振 興 課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
ス ポ ー ツ 振 興 課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
人 事 委 員 会 事 務 局	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
労 働 委 員 会 事 務 局	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
総 務 厚 生 課	令和7年9月2日	加賀委員	柴田委員
福 利 厚 生 課	令和7年9月2日	加賀委員	柴田委員
警 察 本 部	令和7年9月2日	加賀委員	柴田委員
会 計 局	令和7年9月2日	小松委員	海老名委員
監 査 委 員 事 務 局	令和7年9月2日	小松委員	海老名委員
議 会 事 務 局	令和7年9月2日	柴田委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 多文化共生・国際交流推進課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの

報償費（さくらんぼ贈答に係る経費の支出）

配送確認日 令和6年6月29日

請求書受理日 令和6年11月26日

支払日 令和6年12月10日

支出額 17,475 円

ロ こども安心保育支援課

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

国庫補助金に係る実績報告を誤り、一部、国からの補助金を受領できなくなったため国庫補助金を財源とすることができなかったもの 2 件 合計 219,008 円

主な事例は以下のとおり

山形県こどもの安心・安全対策支援事業費補助金

補助金額 560,000 円

うち国庫補助金を財源とすることができなかった額 112,000 円

ハ こども家庭福祉課

(イ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3 万円以上のもの 2 件 合計 782,080 円

主な事例は以下のとおり

過年度歳出返納金（児童扶養手当の取消しに伴う返納）

納期限 令和 6 年 7 月 30 日

金額 743,960 円

ニ 財政課

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

会計局に通知した収入見込額に誤りがあったもので、会計局において策定する資金計画に重大な影響を与えたもの

ホ 高等教育政策・学事文書課

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの

山形県歴史公文書デジタルアーカイブ業務委託

ヘ 管財課

(イ) 前年度会計の監査において、指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支払期限内に支払をしていないもの

ばい煙量等測定業務委託

請求書受理日 令和 7 年 3 月 28 日

支払期限 令和 7 年 4 月 11 日

支払日 令和 7 年 4 月 25 日

支出額 583,000 円

ト 管理課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で諸手当の支給誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

- a 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和6年6月支給分

既支給額（100分の100）	355,862円
正支給額（100分の80）	284,690円
要返納額	71,172円

- b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 2件 合計 28,567円

主な事例は以下のとおり

令和6年12月支給分

既支給額（100分の5）	15,042円
正支給額（100分の0）	0円
要返納額	15,042円

チ 農業技術環境課

- (イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約保証金の還付手続が適切でないもの

農林水産デジタル化推進事業に係る契約保証金	243,100円
契約期間	令和3年5月17日から令和4年2月28日まで
保証金還付日	令和6年5月10日

- (ロ) 物品の管理が適切でないもの

(内容)

共用車のタイヤについて、他者が所有するものとの取り違えが発生し、相手方に損害賠償を行ったもの

損害賠償額 67,320円

リ DX推進課

- (イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

県メールサーバ設定作業において個人情報が出たもの

- (ロ) システム障害により財務事務の不備が生じたもの

(内容)

大規模システム統合基盤移行に伴う財務会計システム障害により、執行機関における旅費の支給遅延等の財務事務の不備が生じたもの

ヌ 高校教育課

- (イ) 支出負担行為が適切でないもの

(内容)

高等学校奨学金を重複して貸与し返納させたもの	
貸与期間	令和5年4月から令和6年2月まで

貸与額 330,000 円

戻入日 令和 7 年 3 月 17 日

ル 高齢者支援課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

国の補助金を受けて建設した社会福祉施設の解体工事に必要な財産処分の承認手続が遅延したことにより、損害賠償が生じたもの

損害賠償額 5,582,000 円

ヲ 福利厚生課

(イ) 支出負担行為が適切でないもの

(内容)

公立学校共済組合職員の定期健康診断費用を誤って県費で支払ったもの

誤支出額 95,370 円

正支出額 0 円

過払額 95,370 円

ワ 会計局

(イ) システム障害により財務事務の不備が生じたもの

(内容)

大規模システム統合基盤移行に伴う財務会計システム障害により、執行機関における旅費の支給遅延等の財務事務の不備が生じたもの

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの（県土利用政策課）

(ロ) 公印又は文書の管理が適切でないもの（がん対策・健康長寿日本一推進課）

ロ 収入

(イ) 調定額を誤った 1 万円以上のもの（管財課）

(ロ) 調定手続が調定すべき日から 1 箇月を超えて遅延した 1 万円以上のもの（管財課）

(ハ) 納入の通知が納入の通知をすべき日から 1 箇月を超えて遅延した 1 万円以上のもの（管財課）

ハ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（財政課、県産品・貿易振興課）

(ロ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から 2 箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（建築住宅課）

ニ 契約

(イ) 入札事務が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの（農業技術環境課）

ホ 補助金

(イ) 交付申請から交付決定までの期間が 2 箇月以上のもの（医療政策課）

(ロ) 経費配分の変更又は事業内容の変更の承認手続を行っていないもの（障がい福祉課）

へ 財産

(イ) 財産の現況把握が十分でないため、現況と台帳の記載内容が相違するもの（警察本部）